

必要書類	提出先	提出期日	問合せ先
○介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 【対象】 障害者施設及び療養介護事業所	奈良県（障害福祉課自立支援係）	平成24年5月7日（月）	県障害福祉課 自立支援係 池田
○障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 【対象】 障害児施設	既に提出いただいておりますので、改めて提出いただく必要はありません。	同 左	県障害福祉課 療育係 吉田
○経営改善計画書 ○工程表 【対象】 障害者施設及び療養介護事業所並びに障害児施設	奈良県（障害福祉課自立支援係）	平成24年5月7日（月） ただし、「工程表」につきましては、第1四半期（4月～6月）終了後、第1四半期に係る「進捗状況の報告」欄を記載し、7月10日（火）までに県に提出（郵送）してください。第2四半期以降につきましても、同様に、四半期最終月の翌月10日までに提出してください。	県障害福祉課 （i）障害者施設及び障害児施設（通所） →自立支援係 元根 （ii）障害児施設（入所に限る） →療育係 吉田
○助成額算定シート 【対象】 障害者施設及び療養介護事業所並びに障害児施設	（i）障害者施設及び障害児施設（通所）の場合 ----- 支給決定市町村（障害福祉担当課）	市町村が指定する期日	市町村 障害福祉担当課
	（ii）障害児施設（入所）の場合 ----- 奈良県（障害福祉課療育係）	平成24年5月7日（月）	県障害福祉課 療育係 吉田